

「ソーシャルワーク」としての「相談支援事業」を すべての「地域（コミュニティ）」に

日本福祉大学 木全和巳

「格差」「貧困」「分断」が顕在化・拡大する世界で

ある地域の基幹相談支援センターでとりくまれている事例です。細部は変更しています。母子家庭、生活保護世帯です。市営住宅団地で生活しています。同じ市営住宅の別棟には、離婚歴のある母方の祖母が要支援状態で一人暮らしをしています。父親の異なる子どもが4人います。そのうち2人が支援学校や支援学級に在籍。中2の支援学級にいる長女が思春期特有の性のトラブルに巻き込まれます。支援学校的小学部の次男は不登校気味です。保育園に通っている次女にも発達の遅れが。この子どもは「認知」もなく、母親の話と肌の色から父親は南米からの出稼ぎ労働者と思われます。母親には軽度の知的しおうがいと重いうつがあります。こうしたなかで、高校を中退した、ただ一人機能しあうがいのない19歳の長男が長女たちに暴力的に関わりながら、何とか家計を

と提案。でも、誰がこの役割を担うのか。ここでまた長い沈黙となります。関係者それぞれが目の前の多忙さに忙殺されています。誰もが生きづらさを抱えつつ、生きているだけでも精一杯の状況です。見えていないだけ、見ようとしていないだけで、いまあちこちの地域では「格差」と「貧困」と「分断」が顕在化し、拡大化するなかでこうした性質の事例が多くなっています。だからこそ充実した「相談支援事業」が必要であり、大切なのですが……。

「相談支援事業」という名の複雑なしくみ

放課後等デイ、生活介護、就労継続B型などなど、そもそもさまざまな機能しようがいのある子どもや成人が「福祉サービス」を利用する（本質は「買う」）ための手続きなどの「障害者総合支援法」のしくみについて、こうした子どもたちと関わっている教員の方々と話を聞いても、よく理解されていらない現実にぶつかります。保護者の方も同様です。加えて「相談支援事業」となるとよりむずかしくなります。

「相談支援事業」には、大きく二つの種類があります。一つは、決まっているメニューの中からサービスを利用するための「サービス等利用計画」の作成などに関係する支援です。もう一つは、市町村が責任をもって実施するサービス等内容などに関する「一般的な相談」です。

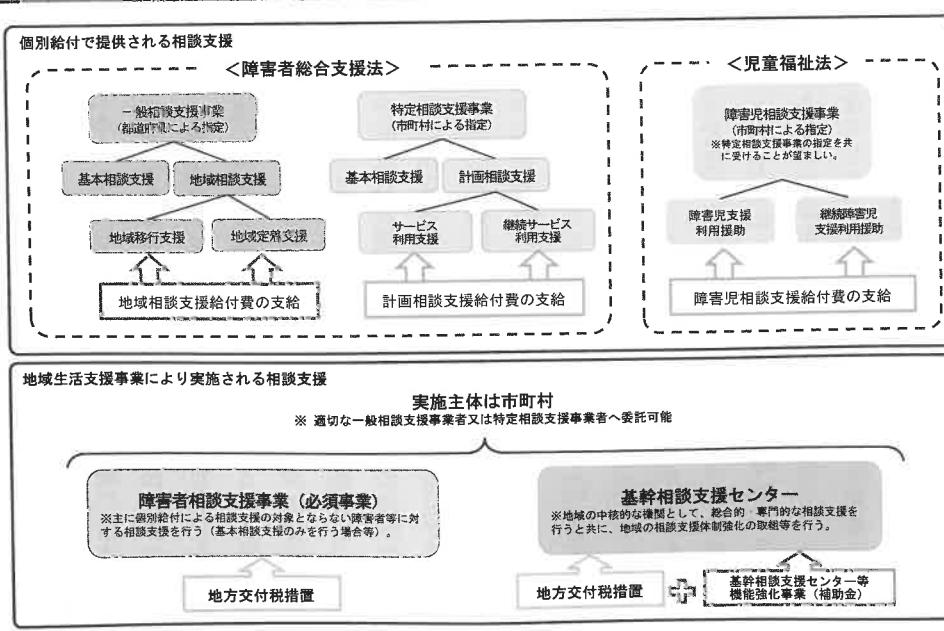
前者は、「自立支援給付」としての「計画相談支援」と「地域相談支援」に分けられます。「障害者総合支援法」のもとで「計画」を立てて支援をすると1件ごとに「相談支援事業」の内容などに関する「一般的な相談」です。

管理しています。いわゆる「ヤングケアラー」です。彼には相談できる人、支援者はいません。ワーカーが訪問すると、居心地が悪いのか無視をして家を出ていきます。支援会議の場には、なかなか学校の担任は出てこられません。「深く関わるな」という管理職の圧力があるようです。スクール・ソーシャルワーカーもどうすれば良いのか悩んでいます。それぞれの子どもたちが通う放課後等デイなどとは何とか連携できています。生保のワーカーもたくさんのケースを抱えて多忙です。支援関係も含め一人ひとりの生活をくわしく書けばきりがありません。わからないこと、つかめていないこともたくさんあります。家族関係のジエノグラムとここに支援機関と支援者を書き込んだエコマップだけでホワイトボードがいっぱいになります。複雑で入り組んだ生活世界の中で一人ひとりが何とか生きています。

長男の話をじっくり聴きながら、彼を支える支援者が必要



障害者総合支援法における相談支援事業の体系



厚生労働省 社会保障審議会障害者部会 第114回 (R3.7.16) の資料より